

# 助かる命を 助けるために 9月9日は「救急の日」

「夜間救急医療体制」を守るために、  
私たちができること

問合せ／市民健康課地域医療G  
(すこやかふれあいプラザ内)  
☎(22) 8848

**■現在、本市の夜間当番医制度(夜間病院群輪番制)は、医療従事者の不足や医師の高齢化問題に加え、緊急性のない軽症患者が夜間当番医の医療機関を受診する「コンビニ受診」により、医師が疲弊し、体制を維持することが非常に厳しい状況になりつつあります。**  
このような中、令和6年4月から医師の働き方改革が実施されることとなり、本市では、夜間救急の在り方を根本的に見直し、新しい夜間救急医療体制を検討しています。

## ■夜間当番医制度の状況

本市の夜間当番医制度は、川内市医師会の会員および済生会川内病院など21の医療機関の協力により、昭和54年4月1日に開始され、現在、9医療機関により運営されています。  
夜間当番医の診療時間は、原則、18時から23時まで(それ以降の深夜帯は緊急を要する重症患者のみ)です。  
夜間当番医を内科系・外科系に分けて市民へ開示している地域は極めてまれ(県内では本市のみ)で、夜間救急に関わっている医師、看護師、その他多くの方々の並々ならぬご努力により、体制が維持されています。

## ■医療従事者の現状

夜間当番を担っている医師の大半は、昼間に通常勤務をし、そしてそのまま、夜間当番を行います。しかし、そこで仕事は終わらず、翌日も通常勤務をしています。看護師やその他の医療従事者も同じように変則勤務で対応しています。

その医師たちは、「コンビニ受診が増加し、緊急を要する重症患者が速やかに受診できない事態が生じており、このまま夜間当番医制度を継続していくためには、人員的にも精神的にも限界がきている」と訴えています。

各医療機関では、「コンビニ受診対策として、深夜帯の軽症受診者に対して、通常の診療費の他に5000円を徴収する選定療養費制度を導入し、深夜帯の受診者の抑制に努めてきましたが、大きな効果は得られていない状況です。



## ■普段から心掛けていただきたいこと

- ①日頃から「かかりつけ医」を持ち、体の調子が悪いときは、平日昼間にかかりつけ医を受診してください。
- ②夜間の救急当番医は、原則、18時から23時が診療時間です。どうしても昼間受診ができない場合や、夕方から体調が悪くなった方は、必ず23時までを受診してください。
- ③23時以降については、深刻な急患かつ重症患者に限ります。救急車を呼ばないといけないくらい、急で重症であることが予想される場合以外は、朝まで待ち、かかりつけ医を受診してください。

本市の夜間救急医療体制を守り、「助かる命を助けるために」に、市民の皆さまの適正な受診をお願いします。

## 「地域医療を守るために」

川内市医師会会長 久留 敏弘

2024年問題をご存じですか。2024年問題とは、2024年4月1日から自動車運転業務、建設業、医師などに時間外勤務の上限が適用されることです。

バスやトラックの業界だけではなく、今、医療の現場も大変厳しい状況にあり、これまで、体の具合が悪くなれば、日曜でも夜でも受診できた「当たり前」が崩壊する危機にあります。要因としては、担当医療機関の減少、医師の高齢化、医師の偏在、医師の働き方改革(2024年問題)などです。特に医師の働き方改革により、今までどおりの勤務時間が取れなくなる可能性があり、医師会立市民病院や済生会川内病院に勤務する医師の当直体制に苦慮することが予想されます。



皆さまが安心して暮らすことができるよう、市と連携して新たな救急体制を模索していますが、一朝一夕に構築できるものではありません。どうか、前ページにある「普段から心掛けていただきたいこと」を実行していただき、この地域の医療が崩壊しないよう、ご協力をお願いします。

## ■選定療養費とは

選定療養費は、コンビニ受診抑制が目的であり、緊急・重篤な方の受診を抑制するものではありません。軽症の方が、23時から翌朝8時30分に夜間救急当番医を受診すると、通常の深夜診療費に加え保険適用外の別途料金(5000円)を負担していただくものです。

## ■対象医療機関

川内市医師会立市民病院および済生会川内病院

## ■対象患者

23時から翌朝8時30分までの夜間救急当番医受診者で、検査・処置の必要がなく医師による診察のみ、または診察と投薬のみの方

## ■対象外の基準

選定療養費の対象外となる基準は次のとおりです。(詳細はお問い合わせください。)

- 医学的に緊急性、重篤性が認められ、緊急的な処置などが必要な方
- 妊産婦(産科疾患のみ)
- 小児(15歳未満)の場合、または小児科受診の場合

## ■子どもの急な病気で心配になったときは「#8000」

夜間に子どもの急病で困ったときは、小児救急電話相談「#8000」をご利用ください。子どもの症状に応じた適切な対処法など、アドバイスを受けられます。平日および土曜日は19時から翌朝8時まで、日曜日、祝日、年末年始は8時から翌朝8時まで相談を受け付けています。  
☎#8000(局番なし)  
☎099(254)1186

また、ウェブサイト「こどもの救急」も活用ください。



▲ウェブサイト「こどもの救急」

## ■休日・夜間の当番医などの医療情報

○広報薩摩川内お知らせ版(毎月25日ごろ発行)

○市ホームページ



▲市ホームページ



▲市消防局ホームページ